

**独立行政法人空港周辺整備機構 契約監視委員会**  
**令和6事業年度 定例契約審査会議 審議概要**

独立行政法人空港周辺整備機構

開催日時 及び場所	令和6年6月3日（月）10時00分～12時00分 （独）空港周辺整備機構 会議室			
委員	委員長 大石 繁男（独立行政法人空港周辺整備機構 監事） 委員 土井良 由美子（独立行政法人空港周辺整備機構 監事（非常勤）） 委員 屋宮 憲夫（福岡大学法学部 教授） 委員 林 桂一郎（弁護士）			
会議内容	（1）令和5事業年度の契約実績に関する報告等 （2）審議対象契約に関する審議 （3）「令和5年度調達等合理化計画」の自己評価について （4）「令和6年度調達等合理化計画」について			
審議対象期間	令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）			
審議対象契約 （注）	区 分	件 数	備 考	
	競争性のある契約	一般競争入札	9 件	
		うち 複数応札案件	9 件	工事3件、コンサル5件、 役務等1件
		うち 一者応札案件	0 件	
	企画競争		1 件	
		うち 複数応札案件	1 件	役務等1件
		うち 一者応募案件	0 件	
	公募		1 件	
		うち 複数応募案件	0 件	
		うち 一者応募案件	1 件	工事1件
	競争性のない随意契約	3 件	役務等3件	
	合 計	14 件		
委員からの 意見・質問 及びそれ に対する回答	委員からの意見・質問		回答（空港周辺整備機構）	
	別紙のとおり		別紙のとおり	
委員会からの 意見表示又は 勧告の内容	特になし			

（注） 審議対象契約の範囲  
 審議対象期間に締結した契約（予定価格が少額のものを除く。）のうち、次の契約を審議対象としている。

- ① 委員が抽出した案件
- ② ①以外の契約のうち、一者応札・応募であった一般競争入札等及び競争性のない随意契約

## 委員からの意見・質問及びそれに対する回答（1／5）

意見・質問（契約監視委員会）	回答（空港周辺整備機構）
<p data-bbox="220 324 766 392"><b>騒音斉合施設大井その1トイレ改修工事【一般競争入札】</b></p> <p data-bbox="204 425 782 537">○ 2回の追加工事を行っているが原因は何か。また不具合発生時の対応について契約書にどのように定められていたか。</p> <p data-bbox="204 660 782 728">○ 設計変更に係る打ち合わせが履行開始からすると遅いがなぜか。</p> <p data-bbox="204 884 782 963">○ 追加工事の費用の適正性はどのように保証されているか。</p> <p data-bbox="204 1120 782 1198">○ 過去不調、不落になったとあるがどのようになったのか。</p>	<p data-bbox="810 425 1388 616">○ アスベスト分析調査の追加対応、工事に着手した後の解体作業で隠蔽部を開けて判明した箇所に対する対応が発生したことが原因である。また契約書第18条に条件変更等に関する定めがある。</p> <p data-bbox="810 660 1388 851">○ アスベストの調査に時間がかかり、また調査後に賃借人との工事開始に係る協議も必要であったため、工事着手までに時間を要した。その後、解体作業、設計変更の協議等を行ったため、全体的に遅くなってしまった。</p> <p data-bbox="810 884 1388 1075">○ 追加工事の費用の適正性については、発注者において公共工事の積算基準に基づいた予定価格を算出し、相手方からの見積が予定価格を下回っていること確認して妥当な額だと判断している。</p> <p data-bbox="810 1120 1388 1265">○ 令和4年度に入札不調2回、入札不落1回となった。その際に、余裕期間制度や専任技術者の緩和の導入、事業規模や発注時期の見直しを都度行い、令和5年度に落札となった。</p>
<p data-bbox="220 1288 766 1355"><b>令和5年度 福岡空港周辺土地履歴調査業務【一般競争入札】</b></p> <p data-bbox="204 1388 782 1467">○ 歩掛見積とは何か。発注側で設定できるものか。</p> <p data-bbox="204 1579 782 1691">○ 歩掛見積の算出に当たって事業者に聞き取りを行ったとのことだが、どこから聞き取りを行ったのか。</p> <p data-bbox="204 1736 782 1848">○ 応札額の低い順から1、2位と3、4位の価格帯がかなり異なるが、歩掛見積を徴取したこととの因果関係はあるか。</p> <p data-bbox="204 1892 782 1971">○ 本件の落札者は従来から入札に参加していたか。</p>	<p data-bbox="810 1388 1388 1534">○ 積算基準に掲載の面積は大きすぎて、我々の発注する業務体系との乖離があり、実際にどれぐらいの工数が必要になるのかの実態を掴むため歩掛見積を徴取し、採用している。</p> <p data-bbox="810 1579 1388 1691">○ 第1回目入札参加した2者（うち1社はR4受注者）、及び令和3年度受注者の計3者から見積を徴取した。</p> <p data-bbox="810 1736 1388 1848">○ 歩掛見積を徴取した3者のうち2者が応札しているが、当該2者の応札額は1位と4位となっているため因果関係はないと考えられる。</p> <p data-bbox="810 1892 1388 2004">○ 今回が初めての参加であり、令和5年度から電話にて公告のお知らせを行った結果だと考えられる。</p>

委員からの意見・質問及びそれに対する回答（2 / 5）

意見・質問（契約監視委員会）	回答（空港周辺整備機構）
<p>令和5年度 緑地造成事業 緑地造成工事 (C108)【一般競争入札】</p> <p>○ 低入価格調査対象となっているが、予定価格の算出の見直しを行うのか。</p> <p>○ 過去の同種案件でも複数の参加者が参加しているか。</p>	<p>○ 低入価格調査において、落札者にヒアリングを行ったところ、過去に別の案件で落札に至らず、今回は是非とも落札したいと低い額で落札したとのことであった。よって、予定価格の算出方法に問題はなかったと認識しており、見直しの必要はないと考える。</p> <p>○ 毎年複数者に参加いただいている。</p>
<p>令和5年度騒音斉合施設大井その1 防火シャッター改修工事【公募】</p> <p>○ シャッターの不具合に係る変更契約を実施したことについて、当該シャッターの修理自体は非常に緊急性があり必要と思われるが、費用負担について契約書にどのように規定されているのか。</p> <p>○ 契約書第18条では、シャッターに不具合があった場合にどちらに責めがあるかという費用負担の決まりに関して不明確である。</p> <p>○ 今回の契約変更は、当初予定していないところでシャッターの不具合が見つかったので追加したということか。</p> <p>○ そのような事態を想定したことを契約書に入れておいて、責任の所在を明らかにしておいた方がよいのではないか。</p> <p>○ 不具合が生じたシャッターを設置したのは、今回の受注者か。</p>	<p>○ 契約書第18条に条件変更等に関する定めがあり、各号の事実が発見された場合には、発注者が必要と認められる場合に工期若しくは請負代金を変更するという定めがある。</p> <p>○ そのとおり。</p> <p>○ 当機構が建物を建設時に設置したものであり、設置者は今回の受注者である。</p>

委員からの意見・質問及びそれに対する回答（3/5）

意見・質問（契約監視委員会）	回答（空港周辺整備機構）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最初の設置者の瑕疵によってシャッターに不具合が生じたならば、その設置者に責任があるのではないか。</li> <li>○ 隠れた瑕疵のようなものに対してどのような手続きを経て費用を負担するのかということが、契約書第18条ではあいまいであるため、ご指摘をいただいた分を含めて再度機構の内部で検討すべきと考える。</li> <li>○ 公募手続きの技術力に関する要件として、「当該装置の製造者が保有する知的財産権及び技術情報の利用についての許諾」というものがあるが、許諾を得ることができる業者は想定されるか。</li> <li>○ 実際にそういうメーカーがいるのかが疑問。また、許諾のためかなりの金額を払う必要があるならば、費用が上乗せになるため、実際には工事ができないということになるのではないか。</li> <li>○ 商業ビルではほとんど防火シャッターがないと基準を満たせないと思われるが、他との比較はどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成12年に施設を建設した際に設置したシャッターであり、20年程経過しているので、設置当初の瑕疵による不具合ではないと考えられる。</li> <li>○ 一般的な公募手続きでは、金銭的な負担等によって権利者から利用許諾を得る者がいることを想定している。</li> <li>○ 民間の場合は修理にまで競争をもたせていないと思われる。公共の場合は競争性を持たせる必要があるため一般競争や公募入札で対応しているのが実情である。</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>令和5年度 住宅騒音防止工事事務処理システム改修作業【競争性のない随意契約】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅騒音防止工事処理システムとは何か。</li> <li>○ 過去の工事实績を調べたいときに検索するシステムと思われるが、他とは違う特殊な点として受注者が有しているものはあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1種区域の防音工事の実績データベースである。</li> <li>○ ネットワークから切り離されたオフラインのシステムであり、受注者は令和2年にオンラインからオフラインのクローズドシステムに移行する際にシステムを設計構築した業者のため、当該システムに一番精通している。</li> </ul>

委員からの意見・質問及びそれに対する回答（4／5）

意見・質問（契約監視委員会）	回答（空港周辺整備機構）
<p>○ 個人情報の関係から、ネットワークから切り離した住宅管理システムの情報管理に特化したシステムだと思うが、検索システムの構築であれば、同等の安全性を確保できるシステムに移行することは可能とも思われる。将来的に現在のシステムを更新する可能性はあるか。</p> <p>○ 機構が廃止になった際、システムはどうなるのか。</p>	<p>○ 将来的に選択肢としてありうる。システムを一新して構築するということであれば一般競争などで行うと思う。ただ改修作業ではなく一から更新となると予算規模が大きくなるので、予算との兼ね合いも生じる。</p> <p>○ 事業継承予定者に譲渡される予定である。</p>
<p>共益費（水道、ガス料金等）、事務所電気代 【競争性のない随意契約】</p>	
<p>○ 特に意見なし</p>	
<p>令和5年度 独立行政法人空港周辺整備機構 調達等合理化計画の自己評価について</p>	
<p>○ 一般競争において、要件緩和や余裕期間の導入などにより一者入札が解消されているため、その点を評価の成果として記載した方がよいと考える。</p> <p>○ 評価指標「調達に関するガバナンスの徹底」に関し、コンプライアンス委員会やリスク管理委員会を開催してコンプライアンスの推進に係る取組を積極的に行っているため、自己評価をA評価として、リスク管理を徹底していることを示した方がよいと考える。</p>	
<p>令和6年度 独立行政法人空港周辺整備機構 調達等合理化計画について</p>	
<p>○ 特に意見なし。</p>	

委員からの意見・質問及びそれに対する回答（5 / 5）

意見・質問（契約監視委員会）	回答（空港周辺整備機構）
<p data-bbox="199 293 786 387">審議結果のまとめ</p> <p data-bbox="199 427 786 499">○ 本委員会における審議の結果、特段の意思表示又は勧告の必要はないものと認める。</p> <p data-bbox="199 584 786 884">○ 次の点について検討していただきたい。</p> <ul data-bbox="239 622 786 884" style="list-style-type: none"><li data-bbox="239 622 786 728">・ 一者応札の改善に向けて大変尽力しているため、そのことを評価として記載し、職員にも共有していただきたい。</li><li data-bbox="239 739 786 884">・ 契約変更があった際の費用負担について、契約書に明記した方が後日の紛争防止につながるため、検討していただきたい。</li></ul>	